

静岡県告示第740号

浜名湖の全窒素及び磷に係る環境基準の水域類型の指定（平成9年静岡県告示第291号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
別記 1 今切口の東導流堤の基部（浜松市西区舞阪町舞阪）と今切口の西導流堤の基部（湖西市新居町新居）を結んだ直線、富士紡三角点（湖西市鷺津）と御産橋の南端（浜松市西区村櫛町）を結んだ直線、浜松市西区村櫛町字臨海5534番地の東南端と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 2 富士紡三角点（湖西市鷺津）と御産橋の南端（浜松市西区村櫛町）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 3 浜松市西区村櫛町字臨海5534番地の東南端と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	別記 1 今切口の東導流堤の基部（浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町舞阪）と今切口の西導流堤の基部（湖西市新居町新居）を結んだ直線、富士紡三角点（湖西市鷺津）と御産橋の南端（浜松市 <u>中央区</u> 村櫛町）を結んだ直線、浜松市 <u>中央区</u> 村櫛町字臨海5534番地の東南端と浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 2 富士紡三角点（湖西市鷺津）と御産橋の南端（浜松市 <u>中央区</u> 村櫛町）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 3 浜松市 <u>中央区</u> 村櫛町字臨海5534番地の東南端と浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。